

県庁車庫棟太陽光パワーコンディショナー更新業務委託仕様書

1 業務の名称 県庁車庫棟太陽光パワーコンディショナー更新業務委託

2 業務の場所 鳥取市東町一丁目

3 業務期間 契約日から令和7年2月28日まで

4 業務概要

本業務は、県庁車庫棟屋上に設置されている太陽光発電設備のパワーコンディショナー5台を更新する。第二庁舎玄関ホール壁面に設置している発電表示装置を撤去する。

改修の詳細な仕様については、図面「E-01～04」を参照すること。

5 更新整備内容

(1) 基本方針

- ア 新たな機器への更新、移行作業は受注者の負担で行うものとする。
- イ パワーコンディショナーの更新、移行作業にあたっては、作業による停止状態が極力短時間となるよう事前に発注者と協議し、承認を受けてから実施するものとする。
- ウ 設置する機器の接続において必要な配管、配線作業は、本業務に含むものとする。
- エ 機器の搬入や設置作業にあたっては、県庁舎の業務に支障が生じないよう配慮し、必要な仮設は本業務にて行うものとする。
- オ 本仕様書に記載されている仕様を下回らない機能を有した機器を整備するものとし、発注者の承諾を得て製作・発注すること。
- カ 撤去機器は関係法令に基づき適切に処分すること。

(2) 機能仕様

本業務で整備する機器類は、図面「E-01～04」に記載されている仕様を下回らない機能を有した機器とし、発注者の承諾を得て製作・発注するものとする。なお、図面「E-01～04」に記載なき事項についても、更新する上で必要な部材等は本業務にて整備するものとする。

(3) 保証

- ア 本業務で作成した機器等の瑕疵に関しては、受注者の責任において修正、交換及び対処を行い、関係書類を修正の上、提出すること。
- イ 機器の保証期間は引渡しから、1年とする。

6 特記事項

(1) 諸法規の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令及び鳥取県庁電気保安規程を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

(2) 共通仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編、機械設備工事編：令和４年版）によるものとする。

(3) 業務責任者

受注者は、本業務実施前に作業従事者のうち、技術者１名を業務責任者として選任し、発注者に通知すること。

(4) 作業日時、方法

受注者は、本業務の実施にあたっては、事故のないよう細心の注意を払い、作業日時、作業方法等を発注者と十分協議の上、施設運営等に支障を生じないようにすること。

(5) 提出書類

| 名称 | 部数 | 提出時期 |
|------------------|----|---------------|
| 業務責任者選任通知 | １部 | 契約締結後速やかに |
| 業務計画書（工程表、改修手順書） | １部 | 契約締結後速やかに |
| 納入仕様書 | １部 | 機器発注の１４日前までに |
| 業務報告書 | １部 | 業務終了後１４日以内に |
| 試験計画書 | １部 | 試験調整の１４日前までに |
| 試験結果報告書 | １部 | 試験調整完了後１４日以内に |
| 業務完了報告書 | １部 | 業務完了後１４日以内に |
| 保証書 | １部 | 引渡し時に |
| その他、発注者が指示するもの | | |

(6) 完了報告及び確認

受注者は、業務を完了したときは１４日以内に業務完了報告書を発注者に提出し、発注者が業務完了報告書を受領した日から１０日以内に発注者の確認を受けるものとする。

(7) 電気及び水道等の利用

受注者は、本業務に必要な電気及び水道は、業務計画書により発注者の承諾を得て無償で使用できるものとする。

(8) 損失負担

受注者は、本業務実施に伴い発注者に損害を与えた場合は、直ちに発注者に報告し、損害を賠償すること。

また、第三者に被害を及ぼした場合は、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において補償を行うこと。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由によるときはこの限りでない。

7 一般共通事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しく

は継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 秘密の保持

- ア 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。
- イ 受注者は、本業務に従事する者並びに(3)の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、アの規定を遵守させなければならない。
- ウ 発注者は、受注者がア及びイの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- エ アからウまでの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(3) 再委託の禁止

- ア 受注者は、発注者の承認を得ずに、再委託をしてはならない。
- イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - (ア) 再委託の契約金額が本業務に掛かる委託料の額の50パーセントを超える場合
 - (イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

(4) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(5) 委託料の支払

- ア 受注者は6の(6)の業務完了報告書が適正と認められた通知を受けた後、速やかに委託料の請求書を発注者へ提出するものとする。
- イ 発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る委託料を支払うものとする。

(6) 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(7) その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。